

知的財産権実施許諾申請書

年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿住 所
申 請 者
代表者名

貴機構が所有する又は共有する知的財産権について、実施を希望しますので、下記の通り申請いたします。

（実施料の軽減を受ける場合）

併せて、申請者は以下の条件に該当するので、実施料の軽減を受けることを希望します。

- ☐ 個人
- ☐ 資本金の額又は出資の総額が 5 億円以下の法人
- ☐ 常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人
- ☐ 最新の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が 200 億円以下の法人
- ☐ 設立の日以降の期間が 10 年未満の法人であって、本申請書の提出日の属する事業年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までの一年間。）の前事業年度^{（注1）}において試験研究費等比率^{（注2）}が 100 分の 3 を超える法人

記

1．実施しようとする知的財産権

知的財産権の種別 ^{（注3）} 及び番号 ^{（注4）}	発明等の名称 ^{（注5）}

2．実施期間 自 年 月
至 年 月

3．添付書類

（別添 1）実施計画書

（別添 2）希望者（許諾先）の概要及び希望の理由

4．優先実施権の付与の有無^{（注6）}

記載要領

・様式第 1 は、別段の定めをした場合を除き、共有者自身の実施については、提出不要とする。ただし、共有者が優先実施権の付与を希望する場合は「4．優先実施権の付与の有無」を「有」として、提出するものとする。

（注 1）：「前事業年度」は、提出日が前事業年度経過後 2 か月以内である場合には、前々事業年度とする。

（注 2）：「試験研究費等比率」は、一事業年度における試験研究費及び開発費（法人税法施行令第 14 条第 1 項第 3 号に規定する開発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。）の合計額の収入金額（総収入金額から固定資産又は法人税法第 2 条第 21 号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額をいう。）に対する割合とする。

（注 3）：知的財産権の種別については、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権又はノウハウのうち、該当するものを記載する。

（注 4）：（1）番号については、当該種別に係る登録番号、出願番号、受付番号又はノウハウの管理番号を記載する。なお、外国出願にあっては、国名を併せて記載する。

（2）未登録の著作物については、番号は不要。

（注 5）：（1）発明にあっては発明の名称

（2）考案にあっては考案の名称

（3）意匠権に係る創作にあっては意匠に係る物品の名称

（4）回路配置利用権に係る創作にあっては、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称

（5）著作物にあっては題号

（6）育成にあっては登録品種の名称

（7）案出にあってはノウハウの名称

該当する（1）～（7）の事項を記載する。

（注 6）：「優先実施権の付与」の希望の有無を記載する。なお希望できる者は、委託業務に係る発明等を行った発明者等若しくは当該発明者が属する法人（以下「優先実施権の原所有者」という。）と、優先実施権の原所有者が指定する者とする。また、優先実施権が付与された場合には、当該知的財産権について早急な実施に向けた努力することなどの条件が付されることを承知するものとする。

実 施 計 画 書（知的財産権（著作権を除く））

1．製造品目及びその主な用途

- (1) 製造品目
- (2) 用途

2．実施場所

- (1) 工場所在地
- (2) 工場名
- (3) 規模
 - (イ) 生産能力
 - (ロ) 主な設備

3．実施の態様

生産工程の概要（必要に応じてフローチャート等を付けること）

4．製造計画及び収支予算

- (1) 製造計画（年度別生産見込数量）
- (2) 実施の予定表（アロー図）

実施年 項目					
試作 検討					
生 産					
販 売					

- (3) 原価計算
- (4) 5年間の販売計画の収支予算

備考：用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とし、左とじとすること。

実施計画書（著作権）

1．著作物及びその主な用途

- (1) 著作物
- (2) 用途

2．実施場所（特定できる場合）

- (1) 所在地
- (2) 名称
- (3) 規模
 - (イ) 生産能力
 - (ロ) 主な設備

3．実施の態様（著作物を用いて生産する場合）

生産工程の概要（必要に応じてフローチャート等を付けること）

4．実施計画及び収支予算

- (1) 実施計画（年度別実施見込数量）
- (2) 実施の予定表（アロー図）

項目 \ 実施年					
生産数量					
販売数量					

- (3) 原価計算
- (4) 5年間の販売計画の収支予算

備考：用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とし、左とじとすること。

希望者(許諾先)の概要及び希望の理由

1. 契約管理番号(対象の知的財産権が創出されたプロジェクトが判明している場合)

2. 希望者(許諾先)の概要

- (1) 定款
- (2) 会社経歴書
- (3) 業種(日本標準産業分類の中分類による)
- (4) 生産能力
- (5) 貸借対照表(直近年度)
- (6) 損益計算書(直近年度)
- (7) 資本金(直近年度)
- (8) 従業員数(直近年度)

3. 希望の理由(以下のポイントを参考にして具体的な理由を記載する)

- (1) 当該希望の許諾により、研究開発の成果が事業活動において効率的に活用されるか。
すなわち、利用許諾を受ける者は、研究開発の成果を真に利用しようとするものか。
(産業技術力強化法第17条に基づく観点)
- (2) 当該希望の許諾が、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の
成果の国外流出に該当しないかどうか。(科学技術・イノベーション創出の活性化に
関する法律第41条に基づく観点)

* 具体的な理由としては、以下の観点を参考として記載すること。

(1)について

- 許諾先は、研究開発の成果を効率的に活用するための具体的な事業計画等を有している者であるか。
- 許諾先が研究開発の成果等を活用して行う事業が、法令や公序良俗に反するものではないか。
- 許諾先は、当該委託研究開発に関する共同研究先であるか。

(2)について

- 許諾先は国内に所在する組織か、国外に所在する組織か。国内に所在する組織である場合、その資本比率等はどのようになっているか。
- 許諾が行われた場合において、研究開発の成果が活用される場所は国内か、国外か。
- 許諾が行われた場合に、国内企業(大学・研究機関を含む)が重要な研究成果に対しアクセスすることが困難となるおそれがあるか。
- 許諾が行われた場合に、国内企業の国際競争力の維持に対する不利益がもたらされないか。

備考：用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、左とじとすること。